

様式第14号（第40条関係）

令和5年6月16日

広域振興局長

提出者 セコム株式会社

住所 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前1-5-12

氏名 代表取締役社長 尾関 一郎



（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	セコム株式会社 岩手統轄支社	* 整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県盛岡市茶畑1-17-10 さんさビル	* 受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	k1	* 施設番号	
自動車の使用台数	89 台		
二酸化炭素の排出の状況			
二酸化炭素の排出の抑制のための措置	別紙のとおり。		
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用的合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者		該当しない	

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
		k0
		k0
		k0

備考1 \*印の欄には、記載しないこと。

2 エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に記載すること。

3 エネルギー使用量については、エネルギーの使用的合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載すること。

4 记入欄の場合は、記入のある部分について、記入前及び記入後の内容を対照させること。



5 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に(別途)一覧を作成の上、添付してください。  
(A 4)

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合の記載欄

別紙 その1 (工場又は事業場用)

1 二酸化炭素の排出の状況及び排出量の計画

二酸化炭素排出量 ( 年度使用量)

エネルギー使用量		二酸化炭素の排出状況			
項目	使用量(A)	原油換算量(kℓ)	排出係数(B)	排出量(A×B)(t-CO <sub>2</sub> )	
原油 (コンデンセートを除く)	kℓ		2.62 t-CO <sub>2</sub> /kℓ		
原油のうちコンデンセート(NG L)	kℓ		2.38 t-CO <sub>2</sub> /kℓ		
揮発油	kℓ		2.32 t-CO <sub>2</sub> /kℓ		
ナフサ	kℓ		2.24 t-CO <sub>2</sub> /kℓ		
灯油	kℓ		2.49 t-CO <sub>2</sub> /kℓ		
軽油	kℓ		2.58 t-CO <sub>2</sub> /kℓ		
A重油	kℓ		2.71 t-CO <sub>2</sub> /kℓ		
B・C重油	kℓ		3.00 t-CO <sub>2</sub> /kℓ		
石油アスファルト	t		3.12 t-CO <sub>2</sub> /t		
石油コークス	t		2.78 t-CO <sub>2</sub> /t		
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t	3.00 t-CO <sub>2</sub> /t		
	石油系炭化水素ガス	千m <sup>3</sup>	2.34 t-CO <sub>2</sub> /千m <sup>3</sup>		
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t	2.70 t-CO <sub>2</sub> /t		
	その他可燃性天然ガス	千m <sup>3</sup>	2.22 t-CO <sub>2</sub> /千m <sup>3</sup>		
燃料及び熱	石炭	原料炭	t	2.61 t-CO <sub>2</sub> /t	
		一般炭	t	2.33 t-CO <sub>2</sub> /t	
		無煙炭	t	2.52 t-CO <sub>2</sub> /t	
	石炭コークス	t	3.17 t-CO <sub>2</sub> /t		
	コールタール	t	2.86 t-CO <sub>2</sub> /t		
	コークス炉ガス	千m <sup>3</sup>	0.85 t-CO <sub>2</sub> /千m <sup>3</sup>		
	高炉ガス	千m <sup>3</sup>	0.33 t-CO <sub>2</sub> /千m <sup>3</sup>		
	転炉ガス	千m <sup>3</sup>	1.18 t-CO <sub>2</sub> /千m <sup>3</sup>		
その他の燃料	都市ガス	千m <sup>3</sup>	2.23 t-CO <sub>2</sub> /千m <sup>3</sup>		
	( )	( )	0.00 t-CO <sub>2</sub> /( )		
	( )	( )	0.00 t-CO <sub>2</sub> /( )		
	産業用蒸気	GJ	0.06 t-CO <sub>2</sub> /GJ		
	産業用以外の蒸気	GJ	0.06 t-CO <sub>2</sub> /GJ		
	温水	GJ	0.06 t-CO <sub>2</sub> /GJ		
	冷水	GJ	0.06 t-CO <sub>2</sub> /GJ		
	小計		0	0	
電気	昼間買電	千kWh	0.559 t-CO <sub>2</sub> /千kWh		
	夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千kWh			
	夜間買電	千kWh	0.559 t-CO <sub>2</sub> /千kWh		
	その他	上記以外の買電	千kWh	0.550 t-CO <sub>2</sub> /千kWh	
		自家発電	千kWh	t-CO <sub>2</sub> /千kWh	
	小計		0	0	
	合計		0	0	

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算するものとする。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定するものとする。

3 エネルギー使用量の使用量(A)の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

4 「夏期・冬期における電気需要平準時間帯」については、昼間買電の内数であるため「( )」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

## 2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1)二酸化炭素の排出を抑制するための具体的な取組(計画)  
【目標値】

【具体的な取組】

(2)計画実現のための具体的な方法

(3)計画の達成度の把握方法

## 3 その他の地球温暖化の対策に関する事項

## 別紙 その2 (自動車用)

### 1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 (令和4年度)

燃料別	自動車		二酸化炭素の排出	
	保有台数	燃料使用量	排出係数 (B)	排出量
ガソリン	77 (17)	113,962 ℥	2.32 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	264,392 kg-CO <sub>2</sub>
軽油	12 (0)	40,677 ℥	2.58 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	104,947 kg-CO <sub>2</sub>
LPG	( )	kg	3.00 kg-CO <sub>2</sub> /kg	0 kg-CO <sub>2</sub>
電気	( )	kWh	0.559 kg-CO <sub>2</sub> /kWh	0 kg-CO <sub>2</sub>
その他	( )		kg--CO <sub>2</sub> /( )	0 kg-CO <sub>2</sub>
合計	89 (17)			369,339 kg-CO <sub>2</sub>

備考1 保有台数欄の( )には、ハイブリッド車の台数(内数)を記載すること。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定するものとする。

### 2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

#### 【目標値】

温室効果ガス削減目標として、2045年までに排出ゼロを目指すとともに、その通過点である2030年までに、2018年度比で45%削減を目指します。

#### 【具体的な取組】

セコムグループは、2030年度に向けた温室効果ガス削減目標を達成すべく、2030年までにすべての四輪車両を「電動車」にする、という導入目標を掲げています。(電動車に代替できない特殊車両を除く)。また、カーボンゼロ達成のため、2045年までには走行時に温室効果ガスを排出しない電気自動車・燃料電池車などにすべて切替を行う予定です。

※電動車：ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車を指します。大気汚染物質や地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>の排出の少ない、または排出のない、環境にやさしい自動車のことです。

### 3 その他の地球温暖化の対策に関する事項

#### ・安全運転の推進活動

セコム社内のインターネット上に車両に関するサイトがあり、安全運転の基本マニュアル、道路交通法の理解をはじめ、「低燃費車」の導入状況や事業所の燃費向上実績など、車両に関するさまざまな情報を掲示し、社員への啓発を行っています。

#### ・「エコ安全ドライブ」の徹底

省エネ運転と安全運転を兼ね備えた「エコ安全ドライブ」を実践し、お客様への迅速な対応と地球温暖化防止に努めています。

#### ・「エコ安全ドライブ推進活動」の実践

国土交通省、経済産業省、警察庁ならびに環境省が連携しているエコドライブの普及促進を図る11月の「エコドライブ推進月間」に合わせ、全国の事業所を対象に「エコ安全ドライブ推進活動」を実施しています。